

# いちえいの 市議会通信

創刊号

発行者 阿賀野市議会議員 天野 市榮（いちえい）  
事務所 \*\*\*\*\*  
連絡先 \*\*\*\*\*



社会厚生・産業建設常任委員会所属

「市民ファースト！」  
市民目線の市政を実現  
します！

筆者は昨年十月二十五日に行われた阿賀野市議会議員選挙において、多くの市民の皆さまからご支援を賜り初当選させていただきました。

この場をお借りして感謝申し上げます。筆者は市長退任後、一市民として、市政の成り行きを注視してきましたが、これまでの市政（まちづくり）は、行政サービスの売り手である「市役所・業者」目線であったと認識しています。これを、行政サービスの買い手である「市民・利用者」目線に転換する必要がありますと考えました。

筆者は、この度の市議選において、「市民・利用者」目線の市政を実現するため、「市議会改革」（行政の監視・政策提案機能の強化）を公約の一つに掲げました。  
市議となった今、筆者は「市民ファースト」な市政実現に向けて、不借身命の覚悟で取り組んでいます。  
筆者の議員活動については、「市議会通信」を通して、随時、市民の皆さまにお知らせします。

「数は力なり？」  
市議会最大会派「新風あがの」が議会の主要ポスト（要職）を独占！

議員が所属する常任委員会（総務文教・社会厚生・産業建設）や議会運営委員会、議会改革推進特別委員会をはじめ、議長・副議長、各常任委員会正副委員長、監査委員などの議会内人事は、改選後に行われた議員懇談会（二回開催）を経て、十一月十二日の臨時会において決まりました。

議長並びに常任委員長など、議会の主要ポスト（役職）は最大会派「新風あがの」（八人）と同会派と密接な関係にある議員（二人）で占められています。（詳細は「あがの市議会だより」第四十六号を参照）

筆者（無所属）は議会改革推進特別委員長と監査委員を希望しました。結果は特別委員長の役職は得られましたが、監査委員については、選外となりました。

なぜ、筆者が議会改革特別委員長と監査委員を希望したのか？

筆者の市議選に向けたチャットコピー「市民ファースト！市民目線の市政を実現」するためには、市議会において「行政の監視」と「政策立案・提案」の二つの機能が有効に働いていることが前提となります。

阿賀野市議会基本条例第二条では、「議会の活動原則」として、「行政の監視」、「政策の立案・提案」、「情報公開」の三つを挙げていますが、残念ながら「行政の監視」と「政策の立案・提案」については、ほとんど機能していませんと考えています。

筆者が議会改革推進特別委員長と監査委員を希望したのは、機能不全状態にある「行政の監視」と「政策の立案・提案」の二つを強化したい、という思いがあったからです。

議長選挙の立候補者に対し、議会が「行政の監視」と「議員による討論の場」であることを確認！

議長は議会を代表し、議場の秩序保持・議事の進行管理、採決の際のキャスティングボート（可否同数の場合）を握るなど、重責なポストです。

筆者は議長選挙に立候補した二人の議員に対し、議会基本条例に定める、「市長等（行政）との緊張関係の保持」（条例第六条）

・「議会が議員による討論の場であること」（条例第十一条）を踏まえ、採決の前に「熟議」が必要である。の二点を確認しました。

議長は、最大会派「新風あがの」から選出され、副議長は同会派と密接な関係にある議員（無所属）が選出されました。

子育て世帯に頼り  
になる街



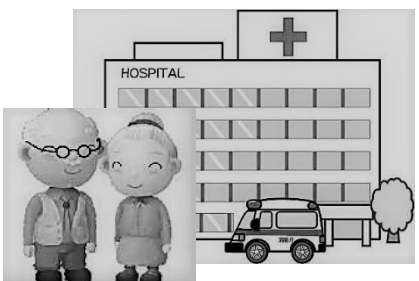
「故きを温ねて新しきを知る」  
・議員活動を支える行政情報は  
公共財産  
・誰もが収集可能な行政情報の  
電子（デジタル）化が急務！

筆者は十二月定例会（十二月四日開幕）の一般質問の準備のため、行政資料（情報）の収集を行っていました。筆者の一般質問のテーマは「あがの市民病院の運営状況と課題」でした。（概要は「市議会だより」第四十六号を参照、録画映像は市議会ホームページに収録）

筆者は市長在任中、旧病院（水原郷病院）の救急医療（救急告示病院）の復活と経営改革について、一丁目一番地の政策課題として取り組んできました。この政策課題を達成するための方策として、病院の「公設民営化」を決断しました。財政難のさなか、まずは民営化から始め、平成二十二年十月に指定管理者制度により、厚生連に運営を委託しました。

次に老朽化した病院の建替えです。平成二十四年三月に新病院（あがの市民病院）のグランドデザインとなる「阿賀野市新病院整備基本計画」を策定しました。新病院の建設は現市政に引き継がれ、平成二十七年十月に完成しました。筆者は、新病院が完成して五年も経過しているのに「救急医療の復活」が未達成であるなど、運営実態が当初計画と大きく隔たっていると感じました。病院運営について、当初計画と現状を比較するためには、筆者が市長在任中に策定した「新病院整備基本計画」の資料が必要でした。

## 高齢者に優しい街



まずは市のホームページにアクセスして、電子化されている資料を探しましたが見つかりません。そこで、担当部長に資料提供を求めたところ、決裁の上、提供するとの回答でした。「誰の決裁？市長の決裁？」公表されている資料ですら、担当部長の判断（決裁）で提供できないのかと愕然としました。この部長は、筆者が市長在任中、病院改革に尽力頂いた職員の一人です。何度か担当部長に脚を運んで、やっと念願の資料を入手することができました。

市政全般の課題を把握し、効率的な議員活動を行う上で、行政資料は必要不可欠です。議員は執行部から提供される資料に満足することなく、必要な資料を自分の足を使って収集すべきです。

筆者の議員活動は「市民の声」と市政情報（資料）で支えられています。市政情報は主にホームページから集めた電子情報です。

昨年十二月に市のホームページがリニューアルされ、古い資料（電子情報）が消去されました。「新病院整備基本計画」はホームページから消去された過去の資料でした。

## 「晴れの舞台」の一般質問 姿勢を正して、 市政を質す（正す）！

筆者ら新人議員にとって「初舞台」となる十二月定例会が四日から始まりました。特に本会議場で行われる一般質問は、議員にとっては「晴れの舞台」です。

議員は持ち時間（答弁を含む六十分）を使って、市長はじめ執行部に対し市政全般について質問できます。聴衆は傍聴席に座っている人だけでなく、インターネットで配信される映像（生・録画）を見ている全国、全世界の人たちです。

筆者の一般質問のなかでも「救急医療（救急告示病院）の復活」が一番に質したかった項目でしたが、時間切れで市長の答弁を得ることができませんでした。（明らかな筆者の戦術ミス）

## 賑わいのある商店街



## 十二月定例会で痛感した 市議会改革の必要性

筆者は十二月定例会の本会議や所属する二つの常任委員会委員会の議案審議を体験し、市議会改革が急務であることを実感しました。

議会基本条例第三条は「議員の活動原則」を定め、「議員は議会が言論の場であり合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重…」とありますが、現状は大きく異なっています。「熟議なき、結論ありき」の議案審議と「数の力」による採決が行われているように感じます。

## 【あとがき】

・市議になって感じたことは、市民との親近感です。議員はその街（選挙区）に住んでいないとその街の議員にはなれません。新人議員は私を入れて六人、議席占有率は約三十八%。市民目線・市民感覚を忘れることなく、市民の声が確実に反映される市政実現へと邁進する所存です。

・筆者の議員活動については、「地域政党日本新生」のホームページ（ブログ）でも御覧いただけます。